

事業者によるダイオキシン類濃度測定結果（平成 22 年度分）の公表について

1. はじめに

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年 1 回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を報告することが義務付けられています。また、報告のあった測定結果については、公表することとされています。

この度、市内事業所から報告のあった平成 22 年度分の測定結果を取りまとめましたので、公表致します。

なお、当該公表等の事務については、昨年までは、大阪府の所管となっておりましたが、「大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例」の改正に伴い、平成 22 年 10 月 1 日より、本市所管の事務となっております。

2. 事業者によるダイオキシン類濃度測定結果（平成 22 年度分）の概要について

(1) 排出ガスの測定結果及び排出基準適合状況

大気基準対象施設は 18 施設あり、内 5 施設は休止状態となっております。測定結果については、休止施設を除く、全 13 施設分の報告がありました（製鋼用電気炉 1 施設、廃棄物焼却炉 12 施設）。なお、測定の結果については、全ての施設において排出基準に適合していました。

(2) 排出水の測定結果及び排出基準適合状況

水質基準対象施設を設置している 5 事業所のうち、測定結果の報告を義務付けられている事業所は 2 事業所あり、内 1 事業所の施設は休止状態となっております。休止施設を除く、全 1 事業所より報告がありました（下水道終末処理場 1 事業所）。なお、測定結果については、排出基準に適合していました。

(3) 廃棄物焼却炉に係る燃え殻及びばいじんの測定結果

廃棄物焼却炉の燃え殻及びばいじんについて、測定結果の報告義務のある施設全 12 施設全てから測定の報告がありました。

ばいじんでは 1 施設で処理基準値（3ng-TEQ/g）を上回る結果となりましたが、固化処理が行われており、全ての施設で適法な処理が行われていました。

3. 公表の方法

測定結果は、枚方市環境公害課ホームページ内にて掲載するとともに、枚方市公害監視センター（枚方市磯島北町 28-1）でも閲覧が可能です。